

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし「グローバルに顧客から信頼されるプラスチック・ソリューション・カンパニー」を目指しております。その目標を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、経営の透明性と健全性を確保し、経営環境の変化に即応できる経営体制を確立することが、重要な課題であると認識しております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。  
<http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/governance/pdf/guideline.pdf>

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則2-2-1. 会社の行動準則の策定・実践】

当社グループでは、従前、各取締役において、行動準則の実践状況を確認してまいりました。今後は、取締役会として、CSRレポートの発行内容を決議する際に、内容確認と併せて、行動準則の実践状況を確認してまいります。また、行動準則の実践状況把握のための具体的方法として、定期的に、CSRレポートの配布先へのアンケートを実施いたします。

##### 【原則3-1(5). 情報開示の充実】

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明については、社外取締役と社外監査役は招集通知にて開示していますが、その他の取締役・監査役候補者は説明していないので、次回招集通知から取締役・監査役候補者全員の選任・指名についての説明を開示いたします。

##### 【補充原則4-11-3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、各取締役が自己評価を行っていますが、取締役会全体の実効性についての分析・評価を開示すべく、その方法や手続を検討しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、相手企業との関係・提携強化をはかる目的で、政策保有株式を保有します。取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証します。

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断しています。

##### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社グループが役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

##### 【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイトやIR決算説明会、株主通信等で積極的に開示しています。

なお、中期経営計画「Make Innovations 60」の詳細は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.sekisuiplastics.co.jp/rss/pdf/file-ir-152.pdf>

(2) 「コーポレートガバナンスガイドライン」(2. 3)に記載のとおりです。

「コーポレートガバナンスガイドライン」は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/governance/pdf/guideline.pdf>

(3) コーポレートガバナンス報告書の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(4) 当社では、経営陣幹部として全てのステークホルダーの期待に応え、経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、経営陣幹部として職務と責任を全うできる人材を選任しております。取締役・監査役も同様の資質を持つ人材を候補者として選定する方針としており、この方針に基づき、代表取締役が独立社外取締役の意見を踏まえた上で候補者の原案を取締役に提案し、取締役会において候補者を決定しております。

##### 【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会では、経営の基本方針、法令または定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項など取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行っています。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても社内規則により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

##### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、長期安定的な成長と発展に寄与するように、2015年6月23日開催の定時株主総会より、独立社外取締役を2名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営に活かしていただいております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

また、取締役会では、取締役会での十分な議論を通じて、豊富な知識と経験により、取締役会において、率直・活発で建設的に助言し監督できる人物を候補者として選定しています。

なお、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」は当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/governance/pdf/policy.pdf>

【補充原則 4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業をカバーできるバランス、適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮の上、決議しています。また、的確かつ迅速な意思決定のために、適切な取締役会の規模となるよう努めています。

【補充原則 4-11-2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の兼任状況は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しています。また、取締役会・監査役会での出席状況についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしています。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、次のとおりです。

「当社では、取締役・監査役に対し、求められる役割と責務(法的責任を含む)、必要とされる資質・知識などを踏まえたトレーニングの機会を提供・斡旋及び費用の支援を行う。」

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

「株主との建設的な対話に関する方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/governance/pdf/standard.pdf>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水化学工業株式会社	20,337,585	21.19
第一生命保険株式会社	6,063,108	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,780,000	3.93
積水化成成品従業員持株会	3,727,928	3.88
積水樹脂株式会社	2,839,000	2.95
大同生命保険株式会社	2,836,000	2.95
株式会社エフピコ	2,697,867	2.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,655,089	2.76
旭化成ケミカルズ株式会社	2,500,000	2.60
住友化学株式会社	2,500,000	2.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

# II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
網本勝彌	他の会社の出身者								△			
馬場宏之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
網本勝彌	○	網本勝彌氏が2008年まで代表取締役に就任していた株式会社フジタに対し、当社グループは設備工事を発注しており、その額は2014年度において、同社の売上高の0.12%未満でありますので、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	網本勝彌氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、その豊富な知識と経験で当社の経営執行に対し、独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。
馬場宏之	○	馬場宏之氏が相談役に就任しているダンロップスポーツ株式会社と当社との間に取引関係はなく、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	馬場宏之氏は、長年にわたって企業経営に携わった実績を有しており、その豊富な知識と経験で当社の経営執行に対し、独立した立場より助言いただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株

主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

員数の上限を定めていない

監査役員数

5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人が実施した会計監査の説明を受けて、定期的に意見交換を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携、協調をはかり、監査の充実に努めております。

当社は、内部監査部門として「監査室」を設置しており、監査結果はその都度、監査役に報告され、その報告を参考に監査役は往査を実施しております。また、監査役は監査室に対し必要に応じて特定事項の調査を依頼しております。監査室は、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

社外監査役員の選任状況

選任している

社外監査役員数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻 清孝	他の会社の出身者									△	△			
長濱守信	他の会社の出身者									○				
高坂敬三	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 清孝		辻 清孝氏は当社の株式を21.19%保有している積水化学工業株式会社の常勤監査役であり、独立役員に指定しております。	辻 清孝氏は、長年にわたって企業経営に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の監査にいかしていただくために社外監査役として選任しております。当社は積水化学工業グループとの間に製品等の取引がありますが、その割合は2014年度において当社の売上高の

			1.6%未満、仕入高の0.8%未満であり、同氏の社外監査役としての独立性は損なわれないものと判断しております。
長濱守信	○	長濱守信氏が取締役常務執行役員に就任している第一生命保険株式会社は、当社の株式を6.31%保有しております。また、当社グループは同社への保険料等の支払いがありますが、その額は2014年度において、同社の保険料等収入の0.007%未満であり、また、当社の主要な借入先には該当していませんので、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	長濱守信氏は、長年にわたって企業経営に携わっており、その豊富な知識と経験を当社の監査にいかしていただくため社外監査役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。
高坂敬三	○	高坂敬三氏は弁護士であり、同氏および同氏が代表に就任している色川法律事務所と当社との間に顧問契約等の取引関係はなく、当社からの独立性については十分確保されていると判断しております。	高坂敬三氏は、弁護士として企業法務に対する幅広い知見があり、この知見を当社の監査にいかしていただくため社外監査役として選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

独立役員判断基準につきましては、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、ストック・オプション制度を導入することで、取締役の業績向上への意欲付けになると考えておりますが、現在は役員持株会を通じた自社株購入を励行しており、これを推進することにより、ストック・オプション制度と同様の効果が得られるものと考えております。また、2007年4月24日開催の取締役会において、取締役および監査役に関する退職慰労金制度を、2007年6月22日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議したことにもない、取締役については、それまで役位に応じて積み立てていた年間の退職慰労金積立額の半額相当を月次報酬に振り替えて支給し、役員持株会を利用した当社株式購入資金に充当するよう取締役に義務付けを行っております。今後、インセンティブ的報酬制度がより普及するものと考えられますので、ストック・オプション制度も含めて、当社としての報酬制度のあり方を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

2014年度に係る報酬等の額として、取締役8名に対し172百万円(うち、社外取締役分は1名に対し8百万円)、監査役6名に対し56百万円(うち、社外監査役分は4名に対し13百万円)を支払っております。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まれておりません。支給人数および報酬等の額には、2014年度中に退任した取締役1名および監査役1名を含めております。また、当事業年度において計上した役員賞与引当金繰入額20百万円(取締役15百万円(うち社外取締役分1百万円)、監査役4百万円(うち社外監査役分1百万円))を含めております。

	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額が定められております。各取締役の報酬等の額は、独立社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会の授権を受けた代表取締役が、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。報酬等は、1. 月額報酬と2. 賞与から構成されています。1. 月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲によるもの、業績によるものから成っており、2. 賞与は、当期の会社業績等を勘案し、それぞれ支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、取締役は、月額報酬の一定額以上を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入することとしており、この購入した株式は、取締役在任期間中、その全てを保有すべきこととしております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により、監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しております。

なお、役員退職慰労金制度については、2007年6月22日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達体制として、取締役会審議事項について経営企画部から事前に資料を配付し説明するとともに、特に重要な議案については社内取締役により十分な説明を行っております。

社外監査役に対する情報伝達体制として、常務会の審議事項について常勤監査役から社外監査役に説明を行っております。また、社外監査役は必要に応じて、常勤監査役とともに各事業所の往査も実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、以下の各機関で構成される統治機構によって、業務執行、監督・監査を行いコーポレート・ガバナンス体制が整っていると判断しております。

取締役は8名、うち社外取締役2名で、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。重要案件については、取締役会や常務会で決定する仕組みとなっております。取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。さらに、重要な経営テーマごとに各委員会を設置し、事業本部制を補完しつつスピーディーで合理的な意思決定を目指すとともに、コンプライアンス・倫理等について相互牽制も果たしております。

### 1. 業務執行

#### (1)取締役会(ほぼ月1回開催)

取締役会は、8名の取締役からなり、社長が議長を務め業務執行に関する事項を報告・審議・決議し、業務執行を監督しております。また、社外取締役2名及び社外監査役3名を含む監査役5名全員が出席し、適宜、意見陳述を行っております。

#### (2)常務会(月1回以上開催)

常務会は、社長の諮問機関であり、経営の基本政策及び経営方針に係る事項の審議ならびに各部門の重要な執行案件について審議しております。常務会に付議された議案のうち重要なものは、取締役会に付議され、その審議を受けております。常務会は、常勤の社内取締役全員6名及び執行役員8名(取締役を兼務する執行役員を除く)をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかり、重要な業務執行への対応を行っております。また、常勤監査役2名が出席し、必要があると認めるときは、適宜、意見陳述を行っております。

#### (3)主な委員会等

##### a. CSR統括委員会(年2回開催)

社長を委員長とし、事業活動の全般における環境・安全の確保及び品質保証、コンプライアンス、社会貢献及び環境マネジメントに関する重要課題ならびにその対応について審議しております。下部組織として、社会貢献委員会、保安委員会、RC(レスポンシブル・ケア)内部監査委員会、コンプライアンス委員会があり、各委員会を統括しております。

##### b. 投融資審議会(月1回開催)

経営戦略本部長を委員長とし、当社グループにおける重要な設備投資や融資に関する個別審議を行っております。

### 2. コンプライアンス体制

(1)コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守を維持する体制を整えております。コンプライアンス委員会は、年2回定期的に会議を開催しており、当社グループにおけるコンプライアンスに関する問題等を審議しております。また、一定規模のグループ会社では当社と同様にコンプライアンス委員会を設置し、その他のグループ会社にはコンプライアンス責任者をおき、連携をはかっております。

(2)企業の社会的責任を遂行するため、内部通報窓口としてコンプライアンス委員会事務局及び顧問弁護士に通じるホットラインを設け、公正で活発な組織の構築に努めております。

(3)法律事務所と顧問契約を締結し、企業経営及び日常業務に関して経営上の判断の参考とするため、必要に応じて指導及び助言を随時受ける体制としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会により、業務執行の監視、監督を行っております。

取締役は8名のうち社外取締役は2名であり、客観的な観点からの経営監督機能を担うとともに、取締役会の意思決定の妥当性と透明性を確保しております。監査役は5名のうち社外監査役は3名であり、監査役または監査役会への適時適切な重要事項の報告体制を整備することにより、監査機能を強化し、経営判断の合理性・透明性・公正性を確保しております。

こうした現状の体制にて、経営判断の合理性・透明性・公正性の確保及び客観的・中立的な視点での経営の監督機能の両面で、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

なお、2015年6月23日現在において、取締役、監査役および執行役員に女性はいませんが、女性の活躍推進に向けて、意欲のある女性従業員に対して、教育支援を実施し、基幹職(いわゆる管理職に相当)登用、職域拡大をはかる方針をとっております

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	<p>2015年の定時株主総会は6月23日に開催いたしましたが、招集通知を6月1日に発送することにより、総会日の21日前(法定期日より5営業日前)の発送となりました。</p> <p>なお和文および英文(要約)の招集通知を、東京証券取引所(TDnet)および当社ウェブサイト(和文)に5月28日に掲載いたしました。</p> <p>(和文)  <a href="http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/stockholder/index.html">http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/stockholder/index.html</a>            (英文(要約))  <a href="http://www.sekisuiplastics.com/">http://www.sekisuiplastics.com/</a></p>
集中日を回避した株主総会の設定	<p>2015年の定時株主総会は、6月23日に開催いたしましたが、一般的に集中日とされる日(6月26日)より3営業日前の開催となりました。</p>
電磁的方法による議決権の行使	<p>株主総会に出席しない株主が電磁的方法により議決権を行使することを可能としております。</p>
招集通知(要約)の英文での提供	<p>当社は、英文の招集通知(要約)を作成し、東京証券取引所(TDnet)および当社ウェブサイトに掲載しております。</p> <p><a href="http://www.sekisuiplastics.com/">http://www.sekisuiplastics.com/</a></p>

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>当社は、年2回決算説明会を開催し、代表取締役社長による説明を行っております。決算内容や年度計画および中期経営計画の進捗状況を主な説明内容とし、証券会社アナリスト、機関投資家ファンドマネジャーに参加していただいております。</p>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>当社は、代表取締役社長が国外機関投資家を訪問し、当社の概要をはじめ、決算内容、年度計画および中期経営計画を説明しております。2014年度はヨーロッパ、アメリカの機関投資家を訪問しました。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社は、当社ウェブサイト、株主・投資家向けのサイトを開設し、IR情報を掲載しております。主な掲載情報は、業績・財務のハイライト、決算短信、株主向け事業報告書、決算説明会資料、アニュアルレポート、CSR報告書などです。</p> <p><a href="http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/index/index.html">http://www.sekisuiplastics.co.jp/ir/index/index.html</a></p> <p>また、新着情報として証券取引所に対する適時開示情報や報道発表資料を掲載しているほか、英語版サイトには、英文決算短信なども掲載しております。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>当社は、経営戦略本部経営企画部がIRを担当しております。</p> <p>取締役専務執行役員 経営戦略本部長 佐野芳秀            経営戦略本部経営企画部長 藤原敬彦</p>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、2009年10月に策定した「積水化成製品グループ100年ビジョン」において、「人と環境を大切に 夢をふくらませる積水化成製品グループ」というCSR宣言を掲げ、地球環境を含むすべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、グローバルに社会の持続的発展に貢献すべく取り組んでおります。</p> <p>環境貢献活動では、環境省が推奨している「グリーンカーテン活動」や、「グリーンウェイブ2014」を継続的に推進しており、当社グループの活動が、誰にでも取り組みやすい活動で他企業の参考になる、という理由から民間企業で唯一、公益社団法人 国土緑化推進機構の推薦を受け、「『国連生物多様性の10年』中間年に向けたキックオフ・フォーラム」において活動事例の報告を行いました。</p> <p>また、環境保護活動では、生物多様性保全活動の支援を目的とした「積水化成製品基金」を開設し、本基金の今年度の助成団体である「NPO法人 甲賀の環境・里山元気会」主催の里山保全活動に参加しました。</p>

地域社会への貢献につきましては、グループ各社において地域清掃などの環境保護活動を主体に実施しました。

また、東北復興支援活動として、「公益財団法人 瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」主催の「6万本の植樹祭」に参加し、植樹を行いました。

(CSRレポートについて)

当社の環境・社会貢献活動に対する取り組みについて記載している「CSRレポート」を年に1回発行しております。

また、当社ウェブサイト、「CSR推進」のサイトを設置するほか、上記の「CSRレポート」も掲載しております。

<http://www.sekisuiplastics.co.jp/environment/report/index.html>

## その他

当社では、女性従業員の活躍推進に向けて、意欲のある女性従業員に対して、教育支援を実施し、基幹職(いわゆる管理職に相当)登用、職域拡大をはかる方針をとっております。2015年3月31日現在では、当社の取締役、監査役および執行役員に女性はおりませんが、基幹職では、242名中8名に女性を任命しております。

(女性従業員の活躍推進に関する基本的な考え方)

1. 能力のある、高い意欲を持つ女性従業員が活躍する職場を目指す。
2. 新卒・キャリア採用活動において、国籍を問わず意欲のある女性従業員の採用を実施。
3. 育児関連制度の拡充。

(施策)

### 1. 基幹職の増加

業務職3級[基幹職有資格者]を対象に女性キャリアビジョン研修を実施しております。また、上記研修実施者の中から、女性リーダー育成研修を実施し、基幹職登用を推進し、将来的な女性部門長の複数実現を目指しております。

### 2. 職域の拡大

新卒、キャリア採用を中心に、研究職、弁護士・弁理士等の資格保有者、バイリンガル社員等、国籍を問わず意欲のある女性従業員を積極的に起用しております。

### 3. 育児関連制度の拡充

- ・法定以上の育児休職期間の導入(法定:1年6カ月、当社:2年)
- ・小学校就学前の子供の看護をする休暇の導入(法定:無給、当社:有給)
- ・法定以上の育児短時間勤務の導入(法定:3歳、当社:小学校3年生)

以上のように、従業員のライフスタイルの多様化対応および、育児休職後の職場復帰をし易くするための種々の方策を講じております。また、出産・育児にて退職した場合の再雇用制度を導入しております。このような取り組みが国に認められ、2012年および2014年に子育てサポート企業として認定され、「くるみんマーク」を取得しました。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 積水化成成品グループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役が取締役会ならびに常務会の重要会議に出席することにより、意思決定の適法性を確保するほか、各事業所、各子会社において内部監査部門である監査室が会計監査および業務監査を行い、環境・保安安全・品質管理については、RC内部監査委員会が監査を行う。化学メーカーとして重要な課題である環境・安全関係の法令等については、それを専管する組織として、社長を委員長とする「CSR統括委員会」を設置する。

また、社内通報制度「SKGクリーン・ネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、積水化成成品グループに働く全ての人が、直接社内窓口および社外の弁護士窓口に通報できる仕組みを設けている。その通報内容は秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないことを「社内通報制度運用規則」に定める。

さらに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用管理にあたる。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、職務の執行・意思決定に係る情報を文書により保存し、それら文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規則」によるものとする。また、取締役、監査役および執行役員はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

情報の管理については、情報セキュリティ基本規則および個人情報保護規則により対応する。

#### (3) 積水化成成品グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、品質、安全、環境および情報セキュリティ等に係るリスクについては各規則を制定し積水化成成品グループにおける基本原則を定めるとともに、それぞれ該当する委員会においてリスク管理を行い、他のリスクに関しては各部門長および子会社の取締役による自律的な管理を基本とし、リスクの対応策を講じる。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、積水化成成品グループの役員および使用人に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、有事においては、「緊急事態対応措置要項」により、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

#### (4) 積水化成成品グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会をほぼ月1回開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。なお、取締役会における経営の意思決定機能の最適化をはかるとともに、業務執行とその監督機能の分離をすすめて、それぞれの機能を強化するため、執行役員制度を採用する。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役、常勤監査役および執行役員が出席する常務会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項の審議を行う。さらに、社長、各本部長ほかをメンバーとするスタッフミーティングを設け、絞り込んだテーマについて、議論を行う。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえグループ中期経営計画およびグループ年度計画を立案し、積水化成成品グループの目標を設定する。各部門および各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、IT技術を活用した電子役員会議室で議論を行うなど業務の効率化をはかるとともに、経営上重要な情報を識別し、確実に取締役および執行役員に伝達されるシステムを構築する。

#### (5) 積水化成成品グループにおける業務の適正を確保するための体制

積水化成成品グループのコンプライアンスについては、当社の「コンプライアンス委員会」が統括、推進するほか、主な子会社においても各社に「コンプライアンス委員会」を設置し、その他の子会社にはコンプライアンス責任者を置き、業務の適正を確保する。また、「積水化成成品グループコンプライアンス行動指針」を制定し、役員および使用人が法令等に基づき誠実に行動することを定め、「積水化成成品グループコンプライアンスマニュアル」の策定により、役員および使用人が企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、当該コンプライアンスマニュアルを用いた研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。

さらに、当社内部監査部門である監査室による監査や当社監査役、会計監査人による監査を通して適法性を確保する。

なお、当社子会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社管理規則」および「関係会社社裁基準書」により、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前審議および決裁を行う。

また、グループ経営理念・事業ビジョンに基づく中期経営計画の策定内容や業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的なヒアリングを実施するとともに、「グループ会社社長会」などを通じて、企業集団内での相互の情報の共有化をはかる。

反社会的勢力に対しては毅然とした行動をとり、一切関係を持たないことを当該行動指針および当該コンプライアンスマニュアルに定め、周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを取締役が要請した場合、取締役は監査役と協議のうえ、補助使用人を置く。

監査役の下に補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の異動等については、監査役会の同意を要する。

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、他の業務に優先してこれを遂行することとし、当該命令について取締役および執行役員等からの指揮命令権が及ばないこととする。

#### (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役および執行役員は、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、会計監査人その他の社外の専門家に対して助言を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用を請求するときは、当該請求にかかる費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

#### (8) 積水化成成品グループにおける取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および執行役員は、積水化成成品グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他積水化成成品グループの経営上重要な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。さらにその報告体制の整備をはかる。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会には監査役全員が、常務会には常勤監査役が出席するほか、決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求める。

さらに、当社の使用人または子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。当該報告を行ったことを理由として、報告者に対して、不利益な扱いを行わない。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席し、積水化成成品グループにおける社内通報制度の内容およびコンプライアンス上の問題について報告を受ける。

なお、内部監査部門である監査室は、当社および子会社への会計監査および業務監査を行い、監査結果はその都度、代表取締役、担当取締役および監査役に報告する。

#### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人が実施した会計監査の説明を受けて、定期的に意見交換会を行うほか、常勤監査役は会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、会計監査人と連携、協調をはかり、監査の充実に努める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

当社は、「積水化成成品グループコンプライアンス行動指針」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは毅然として対応し、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを定めております。

### 2. 整備状況

反社会的勢力に関する事項についてはすべて総務部で対応しており、不当要求防止責任者の設置および「反社会的勢力への対応要領」等の有事マニュアルを整備し、不当要求に対する基本的な心構えやその対応方法を定め、当社グループにおいてその指導および啓蒙活動を行っています。また、当社の役職員が反社会的勢力からの不当な要求を知ったとき、または疑義を抱いたときには、報告・相談が円滑にできるよう、内部通報窓口として「SKGクリーン・ネットワーク」を設置しています。平時においては、加盟している大阪府企業防衛連合協議会や所轄警察署、株主名簿管理人等から関連情報を収集し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めています。有事においては、所轄警察署や顧問弁護士と速やかに連携し、適切な指導を受けながら対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、投資者に公正、公平かつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しましては、株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」といいます)ならびに関連法規に沿って情報開示を行っております。

適時開示規則の「決定事実に関する情報」および「決算に関する情報・その他」については、代表取締役社長の諮問機関である常務会の決議を経て取締役会に付議し、その承認をもって適宜、適切に開示しております。

なお、常務会では常勤監査役が、取締役会では社外取締役および監査役全員が出席し、必要があると認められるときは意見を述べてもらうなど透明性の高い公正な経営に努めております。

また、「発生事実に関する情報」については、代表取締役社長または担当取締役の判断により、発生後遅滞なく適宜、適切に開示しております。

